

# 夜間金庫規定

## 1. (契約の成立)

お客さまからこの規定に従うことに同意の上で、当金庫所定の申込書の提出後、当金庫がこれを承諾することにより、当該取引にかかる契約が成立するものとします。

## 1. の2(利用方法)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する10月末日とし、契約期間満了日までに本人または当金庫から解約の申し出がないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 3. (使用料等)

- (1) 夜間金庫の使用料は、当金庫にて定めた料金により1年分を前払いするものとし、毎年11月1日（休日のときは翌営業日）に、本人が指定した預金口座から払戻しのうえ使用料に充当します。

預金口座からの払戻しは、普通預金規定、総合口座規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳・カード及び払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。なお、当初契約期間の使用料は、申込時に申込日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 夜間金庫用の入金帳発行の都度、金額を入金帳発行手数料として支払うものとし、本人が指定した預金口座から払戻しのうえ発行手数料に充当します。

預金口座からの払戻しは、普通預金規定、総合口座規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳・カード及び払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

## 4. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用されるときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに、当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入した後は、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票（瀬シート）を受け取ってください。

## 5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金、証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。

この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

## 6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中にご来店のうえ利用記録票（レシート）と引換えに受取ってください。

## 7. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

## 8. (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可効力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

またこの夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

## 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

## 11. (解約等)

- (1) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返却してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はなんら催告を要することなく、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 本人が使用料を支払わないとき
  - ② 本人について相続の開始があったとき
  - ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
- ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、また次のいずれかに該当することが判明した場合。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

## 12. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金正鍵についても同様とします。

## 13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

## 14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年4月1日現在)